

「ちばぎん教育資金贈与専用口座」確認書

私は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置（租税特別措置法第 70 条の 2 の 2）」の適用を受けるため貴行に「ちばぎん教育資金贈与専用口座」を開設するに当たり、本書面「1.」～「3.」の確認事項への回答に相違がないこと及び「4.」のその他確認事項の内容について理解していることを誓約いたします。	チェック欄 <input type="checkbox"/>
---	---------------------------------------

	お客さま（贈与を受け、口座を開設される方）	親権者さま（お客さまが未成年の場合）
署名（氏名）		
住所又は居所		
電話番号		

該当する回答を○で囲んでください

1. 「受贈者（教育資金の贈与を受けた方）」に関する確認事項

No.	確認内容	確認資料（ご提示またはご提出が必要です）	ご回答	
			はい	いいえ
(1)	あなたは、教育資金の贈与を受けた時において教育資金を贈与された方（祖父母、父母等）と直系のご関係であることを右記の書類で確認できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本 ・ 戸籍抄本 ・ 住民票の写し などのいずれか (注) 原本の提出が必要です。 住民票の写しは、贈与された方と同居の場合のみ必要です。	はい	いいえ
(2)	あなたのご年齢が、口座開設時において 30 歳に達していないことが右記の書類で確認できますか。 <u>(注) この口座を開設できるのは 30 歳に達していない方のみです。</u>		はい	いいえ
(3)	あなたが、贈与を受けた日の属する年の前年において、他者の扶養親族に入っておらず、収入がある場合、前年の所得合計が 1,000 万円以下であることを右記の書類で確認できますか。（扶養親族に入っている場合、収入がない場合は「はい」）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収票、住民税決定通知書、給与証明書、確定申告書の写し などのいずれか (注) 原本の提出が必要です。	はい	いいえ
(4)	他の金融機関や当行の他の店舗に「教育資金非課税申告書」を提出し、受理されたことがありますか。 (注) 非課税措置は、お客さまお 1 人につき、1 金融機関（1 店舗）でのご利用に限定されています。 すでに他の金融機関や当行の他の店舗で申告書の提出がお済みの場合は、お受付できません。 また、複数のご契約をされた場合は、最初に提出された 1 つを除き、課税の対象となります。	いいえ	はい	
(5)	（「(4)」の回答が「はい」の方のみご回答ください） その「教育資金非課税申告書」に係る教育資金管理契約はすでに終了していますか。	はい	いいえ	

2. 「贈与契約」に関する確認事項

(1)	贈与契約が、2013年4月1日から2026年3月31日までの間になされたものであることを右記の書類で確認できますか。 (贈与契約書の日付をご確認ください)	・贈与契約書、公正証書による贈与契約書など贈与の事実等を証する書類 (注) 内容確認のため、口座開設申込時に、原本のご提示が必要です (ご提出は写しで可)。	はい	いいえ
(2)	贈与契約により取得した金銭は、当該取得後2ヶ月以内かつ、2026年3月31日までにこの開設する口座に預入予定ですか。(注)「4.」ご参照。		はい	いいえ

3. 「教育資金非課税申告書」の記載に関する確認事項

(1)	右記の書類に必要な事項を記載していますか。 (注)「非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の額」欄に記載できる金額は1,500万円以内です。なお、1.(4)の回答が「はい」の場合は、「非課税の適用を受ける金銭の額」欄及び「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書の「非課税拠出額」欄に記載された金額の合計が1,500万円以内である必要があります。	・教育資金非課税申告書	はい	いいえ
(2)	「非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の額」欄に記載した金額は、2013年4月1日から2026年3月31日までの間に書面により贈与された金額の範囲内であることが、右記の書類により確認できますか。	・教育資金非課税申告書 ・贈与契約書、公正証書による贈与契約書など贈与の事実等を証する書類の写し	はい	いいえ

4. その他確認事項

	確認内容【※ご理解またはご了解いただいた内容について、□にレ点をご記入ください。】	チェック欄
(1)	直系尊属*からの贈与により、取得した金銭は、当該取得後2ヶ月以内に、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」の適用を受けるために開設する「ちばぎん教育資金贈与専用口座」に入金される必要があります。当該取得後2ヶ月を超えてから同口座に入金された金銭については、租税特別措置法第70条の2の2に基づく非課税措置（以下「本件非課税措置」といいます。）の適用を受けることができません。また、同口座への入金前に支払われた教育資金は、本件非課税措置の適用対象外となります。 ※直系尊属とは、例えば贈与を受ける方（受贈者）の父母・祖父母・曾祖父母をいいます（したがって、伯父さまから甥御さまへの贈与等は対象となりません）。	<input type="checkbox"/>
(2)	本件非課税措置の適用を受けることができるのは、教育資金として払い出された金銭のみです。そのため、当行に対し、当該領収書等に記載された支払い年月日の属する年の翌年3月15日までに「領収書等」をご提出いただく必要があります。当該期限までに「領収書等」の提出がない場合は、本件非課税措置の適用を受けることができません。また、「領収書等」に記載された支払い年月日と専用口座からの引出日が同じ年に属する必要があります。余剰資金を戻入する場合は、支払い及び引出の属する年の翌年6月30日（休日の場合は翌営業日）までに行っていただく必要があります。（具体的には「『ちばぎん教育資金贈与専用口座』ご利用のご案内」をご参照ください。）	<input type="checkbox"/>
(3)	領収書等は、「千葉銀行 教育資金領収書提出アプリ」をご利用いただく「アプリ提出」または、郵送キットをご利用いただく「郵送提出」にてご提出いただきます（併用可）。年次のメンテナンス期間には、領収書等をご提出いただけません。また、当年の領収書等をご提	<input type="checkbox"/>

	出いただけるのは、メンテナンス期間が終わってからになります。	
(4)	「非課税の適用を受ける金銭の額」（以下「非課税拠出額」といいます。）は、受贈者お一人につき合計1,500万円までです。受贈者お一人につき1,500万円を超えて拠出された非課税拠出額については本件非課税措置の適用を受けることができません。	<input type="checkbox"/>
(5)	本件非課税措置の適用を受けることができるのは、「学校等」に対して直接支払われる「教育資金」については上限1,500万円まで、「学校等以外の者」に対して直接支払われる「教育資金」については上記1,500万円の範囲内で最大500万円までとなります。ただし、お客さまが23歳に達する日の翌日以後支払われたものは除外されます（教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は非課税措置の対象となります）。 当該上限を超えて支払われた「教育資金」については、本件非課税措置の適用を受けることができません。 なお、「学校等」、「学校等以外の者」、「教育資金の範囲」や「領収書等の要件」等については、文部科学省ホームページ（※）をご参照ください。 （※） https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm	<input type="checkbox"/>
(6)	「ちばぎん教育資金贈与専用口座」の教育資金管理特約はお客さまが30歳に達した場合等に終了します。ただし、30歳に達した時点で学校等に在学している場合は、お手続きのうえ、最長40歳に達するまでご利用いただけます。（「『ちばぎん教育資金贈与専用口座』ご利用のご案内」をご参照ください） 特約の終了時までには教育資金として払い出したことが確認された金銭以外の金額、および教育資金として払い出された金銭のうち、(4)の上限を超える金額については贈与税の課税対象となり、受贈者が納税義務を負うこととなりますのでご注意ください。また、教育資金管理特約終了時に未提出の領収書等は終了月の翌月末日までに提出する必要があります。	<input type="checkbox"/>
(7)	本口座終了時までには贈与者がお亡くなりになった場合は、速やかにその旨を当行に届け出ていただく必要があります（別途、死亡の事実がわかる公的書類をご提出いただきます）。この場合、贈与者が死亡した日における「管理残額」（具体的な算出方法は「『ちばぎん教育資金贈与専用口座』ご利用のご案内」をご参照ください）が贈与者から相続（遺贈）により取得したものとみなされ、 <u>相続財産に加算されることとなります</u> 。また、 <u>受贈者が贈与者のお子さま以外である場合に、当該管理残額に対応する部分の相続税が2割加算されます</u> 。なお、相続税の具体的な取扱いについては、税務署または税理士にご確認ください。	<input type="checkbox"/>

* 「〇歳に達する日」とは、「〇歳の誕生日の前日」を指します。

この確認書は、2013年3月30日公布（同年4月1日施行）の租税特別措置法を一部改正する法律を踏まえて作成しております。今後の税制改正により、当行は本確認書の内容を変更等することがあります。